（趣旨）

第１条　この要綱は、県が毎年度定める埼玉県障害者優先調達推進方針（以下

　「優先調達方針」という。）に定める重度障害者多数雇用事業所の認定につ

　いて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「障害者」とは、障害者基本法（昭和４５年法律第

　８４号）第２条第１号に定める障害者をいう。

（認定対象）

第３条　この要綱において、重度障害者多数雇用事業所の認定対象は「国等に

　よる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」

　（平成２５年政令第２２号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）

　第１条第２号に規定する要件の全てを満たすものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受

　けることができない。

（１）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店

　　又は営業所の代表者、個人にあってはその者をいう。以下同じ。）が暴力

　　団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

　　７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　　以下同じ。）であること。

（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴

　　力団員が経営に実質的に関与していること。

（３）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目

　　的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して

　　いること。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供

　　与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関

　　与していること。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

　　いること。

（認定の申請）

第４条　重度障害者多数雇用事業所の認定を受けようとする者は、認定申請書

　（様式第１号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（認定）

第５条　知事は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容の審

　査を行い、適正と認める場合には、認定を行うとともに、その旨を書面によ

　り当該申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の審査の結果、不適正と認める場合は、理由を付してその旨

　を書面により当該申請者に通知するものとする。

３ 知事は、認定の審査に当たり、必要があると認めるときは、当該申請者に

　対し聴き取り等の調査を行うことができるものとする。

（認定の公表）

第６条　知事は、前条第１項の規定により認定を行ったときは、その旨を公表

　するものとする。

（認定内容の変更等）

第７条　認定を受けた者は、その認定事項に変更が生じたときは、速やかに認

　定事項変更届（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

２　認定を受けた者は、第３条第１項に規定する重度障害者多数雇用事業所に

　該当しなくなったときは、速やかに要件喪失届（様式第３号）を知事に提出

　しなければならない。

（認定の取消し）

第８条　知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、そ

　の認定を取り消し、その旨を書面により認定を受けた者に通知するものとす

　る。

（１）第３条第１項に規定する重度障害者多数雇用事業所の要件を満たすこと

　　ができなくなったとき。

（２）第３条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（３）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

（４）重大な法令違反等の不正行為をしたとき。

（現況の報告等）

第９条　認定を受けた者は、毎年度４月末までに、当該年度の４月１日の状況

　を障害者雇用状況計算書兼現況届出書（別添様式）により、知事に報告する

　ものとする。

（実地調査等）

第１０条　知事は、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載され

　た障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めること

　ができるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は

　知事が定める。

附 則

この要領は、令和３年３月５日から施行する。